

ヤマトグループ税務ポリシー

1. 基本姿勢

- ・ヤマトグループは、各国・地域税法やOECD等、国際機関の公表する租税ガイドラインに従い、グループとして適正な納税を行う。

2. 法令遵守

- ・各国・地域税法や国際ルールを遵守する。
- ・過度な節税行為となる、租税回避のみを目的とする取引は行わない。
- ・事業の実態を伴わない優遇税制の適用は受けない。

3. 税務コーポレートガバナンス

- ・税務コーポレートガバナンスは、経理規程、社内規則、通達に基づき行われ、グループ各社および役職員は、それらを遵守する。
- ・法令に基づく内部統制システムの強化につとめ、税務コーポレートガバナンスの適正性を確保する。

4. 税務当局との関係

- ・各国税務当局からの情報開示要請等には適切に対応する。
- ・各国税務当局へ不当な利益の提供を行わない。

5. 移転価格

- ・経済活動により価値を創造した国・地域の法令に従って、適正な納税を行い、不要な税務リスクを回避する。
- ・国をまたぐグループ会社間の取引は、グループ資本・支配関係のない第三者との取引を考慮した上で、社会通念上、合理的な範囲の価格を設定する。